

経営管理実施権配分計画公告

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたので、同法第37条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和5年4月18日

長島町長 川添 健



記

1 経営管理実施権配分計画対象森林

整理番号	所在・番地	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理実施権の存続期間
R3-集-1 (R4-配-1)	長島町山門野2364-1	70-イ-66-ア	山林	0.14	令和5年5月1日 ～ 令和10年3月31日
	長島町山門野2364-1	70-イ-66-ウ	山林	0.18	
R3-集-2 (R4-配-1)	長島町山門野2360-1	70-イ-60-ア	山林	0.70	令和5年5月1日 ～ 令和10年3月31日
	長島町山門野2360-1	70-イ-60-ウ	山林	0.10	
R3-集-3 (R4-配-1)	長島町山門野1489	68-エ-10	山林	0.58	令和5年5月1日 ～ 令和10年3月31日
	長島町山門野1482-1	68-エ-4	山林	0.04	
R3-集-4 (R4-配-1)	長島町山門野1811	69-ア-44	山林	0.16	令和5年5月1日 ～ 令和10年3月31日
	長島町山門野1801	69-ア-29-ア	山林	0.3	
	長島町山門野1160	68-イ-29	山林	0.12	
	長島町山門野1165	68-イ-39	山林	0.55	
	長島町山門野2347-2	70-イ-47-ア	山林	0.09	
R3-集-5 (R4-配-1)	長島町山門野1853-3	69-イ-11	山林	0.09	令和5年5月1日 ～ 令和10年3月31日
	長島町山門野1794-2	69-ア-15	山林	0.05	
	長島町山門野1864-10	69-イ-34	山林	0.42	
	長島町山門野702-2	68-ア-29	山林	0.03	

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

フリガナ	ユウゲンカイシャ ハラグチリンギョウ タクホウトリシマリヤク ハラグチトアキ
氏名又は名称	有限会社 原口林業 代表取締役 原口元昭
住 所	出水郡長島町川床 594
電話番号	0996-87-1832

3 縦覧場所

- (1) 長島町耕地林務課
- (2) 本町のホームページ

4 本公告により、森林所有者及び長島町に経営管理受益権が、2の森林経営者に経営管理実施権が設定される。

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	R4-配-1	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(氏名又は名称) 有限会社 原口林業 代表取締役 原口 元昭				(住所又は所在地) 鹿児島県出水郡長島町川床594番地						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 長島町長 川添 健				(所在地) 鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地1						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期						
1	長島町山門野	2364-1	70	1667	山林	0.32	スギ	50	2023.5.1	2028.3.31	別添1の①参照	-	-	R3-集-1	
2	同上	2364-1	70	1667	山林		スギ・ヒノキ	50	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-1
3	同上	2360-1	70	1607	山林	0.80	スギ・ヒノキ	38	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-2	
4	同上	2360-1	70	1607	山林		スギ	38	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-2
5	同上	1489	68	110	山林	0.62	スギ	31	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-3	
6	同上	1482-1	68	114	山林		スギ	60	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3集-3
7	同上	1811	69	1744	山林	1.22	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-4	
8	同上	1801	69	17297	山林		スギ	59	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-4
9	同上	1160	68	129	山林		スギ	44	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-4
10	同上	1165	68	139	山林		スギ・ヒノキ	53	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-4
11	同上	2347-2	70	1477	山林		スギ	42	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-4
12	同上	1853-3	69	111	山林	0.59	ヒノキ	41	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-5	
13	同上	1794-2	69	1715	山林		スギ	50	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-5
14	同上	1864-10	69	134	山林		スギ	46	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-5
15	同上	702-2	68	1729	山林		ヒノキ	48	同上	同上	同上	別添1の①参照	-	-	R3-集-5

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										Aの森林所有者 (甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称				
1	長島町山門野	2364-1	70	4667	山林	0.32	スギ	50			-	-	R3-集-1	
2	同上	2364-1	70	4667	山林		スギ・ヒノキ	50			R3-集-1			
3	同上	2360-1	70	4607	山林	0.80	スギ・ヒノキ	38			R3-集-2			
4	同上	2360-1	70	4607	山林		スギ	38			R3-集-2			
5	同上	1489	68	410	山林	0.62	スギ	31			R3-集-3			
6	同上	1482-1	68	414	山林		スギ	60			R3集-3			
7	同上	1811	69	744	山林	1.22	スギ	47			R3-集-4			
8	同上	1801	69	7297	山林		スギ	59			R3-集-4			
9	同上	1160	68	429	山林		スギ	44			R3-集-4			
10	同上	1165	68	439	山林		スギ・ヒノキ	53			R3-集-4			
11	同上	2347-2	70	4477	山林		スギ	42			R3-集-4			
12	同上	1853-3	69	411	山林	0.59	ヒノキ	41			R3-集-5			
13	同上	1794-2	69	715	山林		スギ	50			R3-集-5			
14	同上	1864-10	69	434	山林		スギ	46			R3-集-5			
15	同上	702-2	68	729	山林		ヒノキ	48			R3-集-5			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者 (丙) 住所 (同上) 有限会社 原口林業 代表取締役 原口 元昭 

権利の設定をする市町村 (乙) 住所 (同上) 長島町長 川添 健 

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は、経費から補助金を差し引いた額。以下同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙及び丙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、乙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は乙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
長島町山門野	2364-1	70	1667	○ 存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 当該森林に森林経営管理法に基づく経営管理実施権を設定していることを明確にするため、看板の設置その他公示の措置に努めるものとする。
同上	2364-1	70	1667	
同上	2360-1	70	1607	
同上	2360-1	70	1607	
同上	1489	68	110	
同上	1482-1	68	14	
同上	1811	69	744	
同上	1801	69	7297	
同上	1160	68	129	
同上	1165	68	139	
同上	2347-2	70	1477	
同上	1853-3	69	111	
同上	1794-2	69	715	
同上	1864-10	69	134	
同上	702-2	68	729	











